既存不適格建築物における増築等の確認申請の流れ

既存建築物の増築等又は用途変更について法第86条の7の適用を受ける場合、当該確認申請の手続き前に既存不適格調書を作成し、従前は建築基準法関係法令に適合しており、法改正により適合しなくなった部分を有する建築物（既存不適格建築物）であることを確認する必要があります。

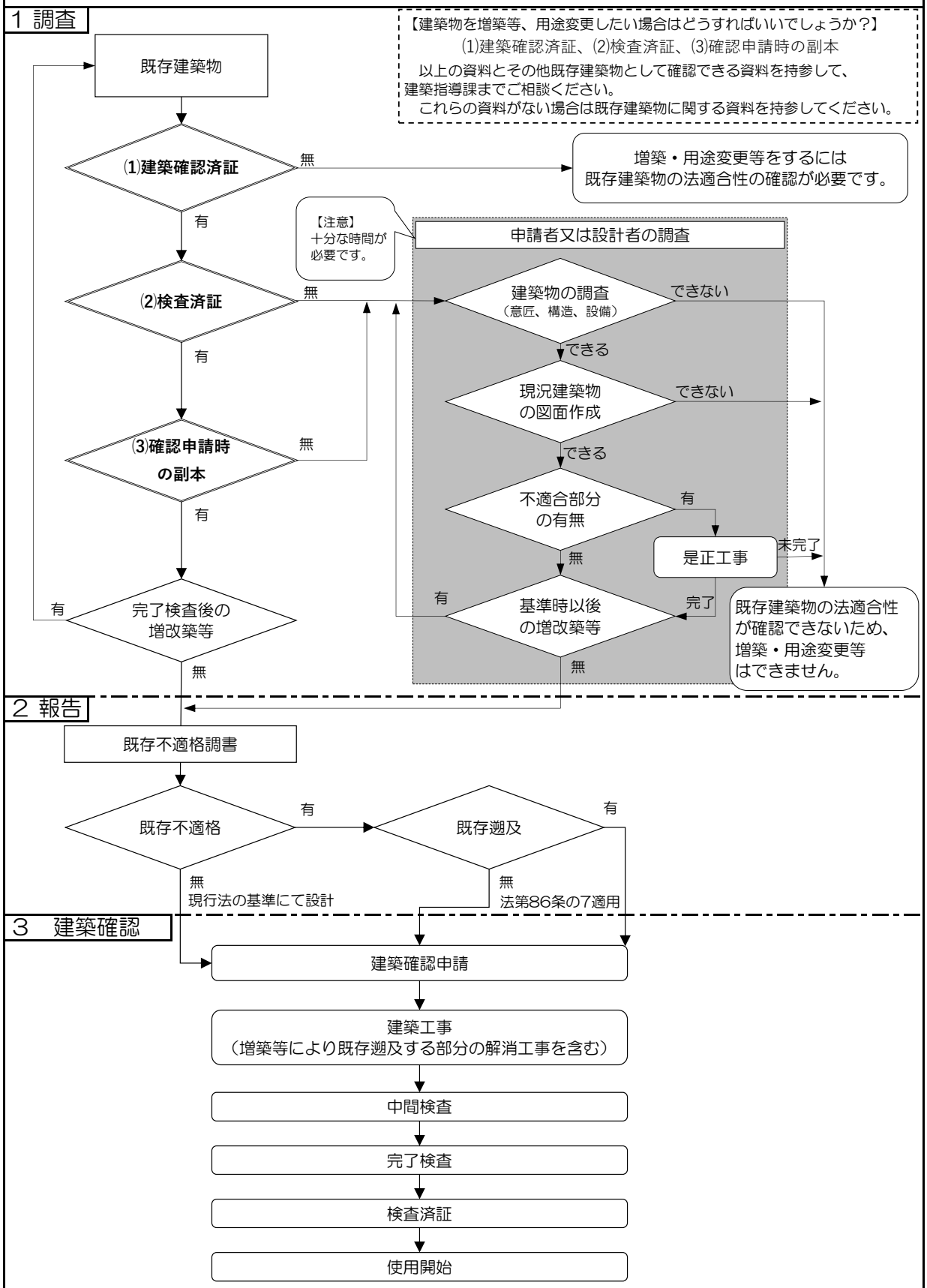

関連条文	法第3条第２項、法第86条の7
参考	「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」（平成２６年７月国土交通省）